

## ○四万十町手話言語条例（案）

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、手話が言語であるとの認識は十分とは言えず、言語としての手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることも難しく、日常生活や社会生活を営むうえで、さまざまな不便や不安を余儀なくされてきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記された。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、町民の相互理解に欠かせないものである。

四万十町では、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進と手話の普及に努め、ろう者を含む全ての町民が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策の推進を図り、もって町民がお互いを尊重し合い安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。

### （基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合い、全ての町民が安心して生活できる地域社会を実現することを基本として行わなければならない。

### （町の責務）

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解を促進するとともに、手話の普及及び手話の使用しやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

### （町民の役割）

第5条 町民は、基本理念及び手話に対する理解を深め、町が推進する手話に関する

る施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念及び手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 町は、前項の施策を推進するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。